

平成30年第1回岐阜県議会定例会における審議結果について

1 会期

平成30年2月23日(金)～3月22日(木) (28日間)

2 審議結果

次の議案が2月23日に提出され、教育警察委員会に付託された。

○議第1号

平成30年度岐阜県一般会計予算のうち歳出予算中教育警察委員会関係及び債務負担行為中教育警察委員会関係

○議第15号

平成29年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正中教育警察委員会関係及び繰越明許費補正中教育警察委員会関係

○議第60号

岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会条例について

○議第61号

岐阜県社会教育委員条例の一部を改正する条例について

○議第64号

和解をすることについて

○議第76号

岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

※議第15号は3月12日の教育警察委員会、議第1号・議第60号・議第61号・議第64号・議第76号は3月17日の教育警察委員会での審議を経て、3月22日本会議で可決された。

3 一般質問・議案に対する質疑の状況

月 日	議員名	質 問 事 項
3月7日	矢島 成剛 (自 民)	○これからの教育について ・ 県立高等学校の活性化について ・ 教職員の働き方改革とこれまでの教育行政への所見について ①「働き方改革プラン2017」に基づく 取り組み状況について ②第三者調査の報告などを踏まえた今後の取 組みについて ③これまでの教育行政に対する所見について

月 日	議員名	質 問 事 項
3月7日	伊藤 正博 (県 民)	○人材育成について <ul style="list-style-type: none"> ・航空宇宙産業の人材育成計画及び企業との連携方針について ①岐阜工業高校における航空機に関する授業内容について ②岐阜工業高校以外の生徒による「モノづくり教育プラザ」の活用について ○教育について <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の働き方改革について ①ノー部活デー、ノー残業デーに関する今後の考え方について ②スクールサポートスタッフや部活動指導員の拡充について ・事務事業見直しに対する今後の取組みについて ①「対応済」項目の職員への指示・説明について ②事務事業見直しの今後の取組みについて
	長屋 光征 (自 民)	○学校における裁判員制度教育の導入状況について
3月8日	田中 勝士 (自 民)	○岐阜県民の歌について <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校及び県立学校における取組みについて ○人事交流の推進について <ul style="list-style-type: none"> ・若手教員の人事交流について
3月9日	国枝 慎太郎 (自 民)	○未来を見据えた教育について <ul style="list-style-type: none"> ・超デジタル社会等に向けた子どもたちに必要な教育について ・テクノロジストを育てるための教育の推進について ・県立高校における県外募集の総括と今後の高校の魅力づくりについて

月 日	議員名	質 問 事 項
3月9日	太田 維久 (県 民)	<p>○特別支援学校講師の公務災害事案に係る第三者調査結果と教職員の働き方改革について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者調査結果を踏まえた所見について ・ 調査報告を受けた業務・管理の改善について ・ 働き方改革の実効性を確保するための取組みについて ・ 働き方改革の次期教育ビジョンへの反映について
3月14日	高木 貴行 (県 民)	<p>○更なる少子化を見据えた県立高校運営のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止を含めた県立高等学校入学者選抜制度の見直しについて ・ 校長をはじめとする教員の在職年数のあり方について ・ 県立高校の再編・統合の方向性について
	恩田 佳幸 (無所属)	<p>○歯科衛生と生活習慣について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒や保護者への歯科衛生の重要性の更なる啓発について
	澄川 寿之 (公 明)	<p>○自殺対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若年層への対策について ①教育現場における自殺対策の今後の取組みについて <p>○AEDの活用に向けた取組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒及び教職員へのAED講習等の現状と今後の方向性について <p>○インフルエンザ罹患者等に配慮した県立高等学校入学者選抜の実施について</p>

○これからの教育について

・県立高等学校の活性化について

教育長答弁

これからの教育について、大きく3点ご質問がありました。

まず、県立高等学校の活性化についてお答えします。

小規模化が懸念されるグループ1及びグループ2の高校における具体的な取組みについては、地元企業と連携した地元特産品による商品開発や長期間のインターンシップ、また、地域の祭りを盛り上げる企画の立案・実施や、災害図上訓練などの課題解決学習などが挙げられます。さらに、地域人材育成のため、地元自治体職員等が講師となり、授業の一部を行う動きなども出てきております。

これらの取組みにより、学校に対する地元の評価が高まり、地域連携による教育活動が展開しやすく、学校の活性化が図られるとともに、地元への就職者数の増加がみられるなど、地域活性化にもつながっています。

今後、平成33年度までに中学校卒業予定者数がおよそ1,700人程度減少することが見込まれておりますが、これらの取組みを更に推進すると同時に、柔軟な入学定員の設定や、設置学科や専門学科における募集形態の見直し等を行うことにより、当面は、現在ある県立高校を維持してまいりたいと考えております。

○これからの教育について

・教職員の働き方改革とこれまでの教育行政への所見について

①「働き方改革プラン2017」に基づく取組み状況について

教育長答弁

次に、教職員の働き方改革とこれまでの教育行政への所見についてご質問がありました。

はじめに、「働き方改革プラン2017」に基づく取組み状況についてお答えします。

長時間勤務の解消については、まずは正確な勤務時間の把握として、昨年10月から休日を含めた新たな出退勤簿の運用を開始し、また部活動についても、休養日のルール化や、外部人材の増員などを実施したところです。

また各学校現場でも、会議回数の縮減や資料の簡素化、学校行事の見直し、教材の共同利用などが進められており、これらの取組みについて、保護者向けリーフレットや優良事例集の作成などで、後押しをしているところです。

この結果県立高等学校の時間外勤務は、昨年11月の前年同期比で29.5%の減、その後11月から本年1月にかけても14.7%の減と、引き続き減少傾向にあります。

またハラスメントやメンタル不調などに関する相談については、各学校から教育委員会に報告された111事案の全てについて調査し、是正指導や担当業務の見直し、校内での配置換えのほか、必要に応じて人事異動などの対応をしております。

○これからの教育について

- ・教職員の働き方改革とこれまでの教育行政への所見について
- ②第三者調査の報告などを踏まえた今後の取組みについて

教育長答弁

次に、郡上特別支援学校事案に係る第三者調査報告などを踏まえた今後の取組みにつきましては、学校現場の実情や課題、国の緊急対策等も踏まえながら、「改革プラン2018」をとりまとめ、着実に進めてまいります。

まず、長時間勤務の解消について、郡上特別支援学校事案に係る弁護士調査においても勤務状況の把握が不十分であるとの指摘がございましたので、来年度、教員の出退勤をリアルタイムで把握できるシステムを導入し、より適切な労務管理につなげます。また、各学校の業務改善の支援に向け、学習指導や会計業務等に幅広く活用できる業務アシスタントを新たに配置するとともに、時間外勤務の大きな要因である部活動においても平日のみであった外部人材を休日にも活用可能とするなど、改革プラン2017の成果の、更なる拡充に取り組んでまいります。

次に、ハラスメントやメンタル不調への対応として、新たに専門家による第三者機関を設置し職員での対応が困難な重大事態に対処するとともに、外部相談窓口の新設や管理職のマネジメント力強化に向けた研修を充実するなど、取組みを徹底していきます。

また、市町村に対しても、外部人材の配置や、県下共通の統合型校務支援システムの導入など、積極的に支援してまいります。

○これからの教育について

- ・教職員の働き方改革とこれまでの教育行政への所見について
- ③これまでの教育行政に対する所見について

教育長答弁

最後に、これまでの教育行政に対する所感についてお尋ねがありました。指導者には、自分の考えを前面に出し、それに基づき指導していく人もありますが、私は、皆が何を求めているかを聴きとって、それを実現させることを信条としてきました。そのため、教育長に就任した際に抱負として「現場主義」を掲げ、積極的に学校現場を訪れて、子供たち一人ひとりの思いを汲むよう努めて参りました。

過去2回の岐阜県教育ビジョンの策定にあたっては、様々な分野の方々と議

論し、スクールミーティング等により多くの県民の皆様からご意見を頂き、具体的な施策に繋げて参りました。

しかしながら、県庁に来るまで大学教員という組織運営とは縁の薄い立場であった自分は、教員や学校職員も含めると約1万7千人の大きな組織のマネジメントに関して目配りが足りない点多々あったと認識しております。

いつの時代も、いじめや不登校、教職員の長時間勤務や不祥事等、教育に関する問題が絶えることはありませんが、問題解決のため、丁寧に地道な努力を積み重ねることの重要性を日々かみしめた11年でありました。

○伊藤 正博 議員(県民・各務原市)

3月7日(水)

○人材育成について

・航空宇宙産業の人材育成計画及び企業との連携方針について

①岐阜工業高校における航空機に関する授業内容について

教育長答弁

航空宇宙産業の人材育成計画及び企業との連携方針について2点ご質問いただきました。

はじめに、岐阜工業高校における航空機に関する授業内容についてお答えします。

岐阜工業高校に新設する航空機械工学科では、「モノづくり教育プラザ」を活用し、航空機製造に重点を置いた教育を行うこととしています。同プラザ1号館では航空機組立てを想定したリベット実習などの基礎的な学習を、2号館では航空機部品設計などの実習や課題研究などの応用的な学習を、それぞれ企業の技術者の御協力を得て行うなど、航空機部品製造の基礎・基本から航空機実機を用いた応用的な内容に至るまでの一貫した教育を実施します。

具体的には、1年生で航空機の仕組みや原理を学び、2年生では航空機エンジンの分解組立実習やコンピュータを用いた3次元製図実習を、3年生では航空機実機を使用した航空機整備実習や航空機の翼を想定した部品の図面作成から加工、組立てまでの一連の工程の実習を行う予定です。

○人材育成について

・航空宇宙産業の人材育成計画及び企業との連携方針について

②岐阜工業高校以外の生徒による「モノづくり教育プラザ」の活用について

教育長答弁

次に、岐阜工業高校以外の生徒による「モノづくり教育プラザ」の活用についてお答えします。

岐阜工業高校以外の工業高校生による「モノづくり教育プラザ」の活用について、今年度は、県内の公立高校5校の生徒を対象として、夏季休業期間中に「航空機製造技術体験研修」を行いました。本研修では、42人の受講者の

うち、24人が岐阜工業高校以外の高校から参加しました。参加した生徒からは、「リベット打ちの基本的なことだけでなく、社会人に向けての心がけ等も学ぶことができた」、「普段の授業ではできない経験ができた」などの感想がありました。

今後は、航空機に関心をもつ県内の高校生が広く本施設を活用できるように、長期休業中のみならず、平日の授業で「モノづくり教育プラザ」の先進的な施設設備を活用した実習を実施するための仕組みや、遠方の高校の生徒が本施設にアクセスするための支援策などについて検討してまいります。

○教育について

・教職員の働き方改革について

①ノ一部活デー、ノ一残業デーに関する今後の考え方について

教育長答弁

教職員の働き方改革について2点ご質問いただきました。

はじめに、ノ一部活デー、ノ一残業デーに関する今後の考え方についてお答えします。

中学校の「ノ一部活デー」については、週あたり平日1日かつ休日1日以上の休養日を設定している学校の直近の割合は約76%であります。今後、県内の全ての中学校において休養日が適切に設定されるよう、市町村教育委員会と連携して各学校に働きかけてまいります。更に教員の負担軽減を図るため、部活動指導員の活用や活動時間に対する工夫改善、複数顧問制の推進等を進めてまいります。

「ノ一残業デー」については、各学校の実情に応じて週1回設定し、遅くとも午後6時までの退勤に取り組んでおります。昨年12月の調査では、41市町村教育委員会のうち、24市町村で「すべての学校が実施」、15市町村で「大半の学校が実施」と回答しており、この取り組みは定着しつつあると考えております。

今後さらに、行事日程に合わせて学年ごとに実施日を設定することや、実施できなかった場合には別の日に再設定するなど、弾力的な取組みを紹介しながら、市町村教育委員会と連携して「ノ一残業デー」が着実に実施できるよう各学校に働きかけてまいります。

○教育について

・教職員の働き方改革について

② スクールサポートスタッフや部活動指導員の拡充について

教育長答弁

次に、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員の拡充についてお答えします。

本年度、「学校現場における業務改善加速事業」として、北方町に5名の業務支援アシスタントを配置し、その結果、教員の時間外勤務が8月以降14%削減されました。

加えて、来年度は、学習プリント等の印刷や授業準備、採点補助などより幅広い業務について教員を補助する「スクール・サポート・スタッフ」を県内小中学校に50名程度を配置し、教員の負担軽減を更に進めてまいります。

「部活動指導員」につきましては、各市町村で配置が促進されるよう、今年度モデル校1校に対して、2名の指導員を配置したところ、活動日の約1割を指導員に振り替えることができ、教員の負担軽減につながるとの検証を得ることができました。

このため、来年度は国の補助事業を活用し、中学校に計100名程度の指導員を配置できるよう進めて参ります。

○教育について

・事務事業見直しに対する今後の取組みについて

①「対応済」項目の職員への指示・説明について

教育長答弁

続いて、事務事業見直しに対する今後の取組みについて2点ご質問がありました。

はじめに、「対応済」項目の職員への指示・説明についてお答えします。

これまで「教育委員会事務事業見直し方針」に基づき、例えば、決裁文書の取扱いの簡素化や電子メールによる照会回答のルールといった見直し項目について、各所属や各県立学校に対して公文書により通知するとともに、職員ポータルに掲示板への掲示により周知を行ってまいりました。

また、校長会や事務長会において、学校における予算執行のあり方や、パソコンの配備や利用方法の見直しといった取組みについての具体的な説明を行い、所属内での周知を図ってまいりました。

新年度においても、改めて、全ての職員に周知されるよう、課長会議や校長会のみならず、担当者会議も含めた様々な機会を通じて、幅広い職員層を対象に説明を行い、取組みの徹底を促してまいります。

○教育について

・事務事業見直しに対する今後の取組みについて

②事務事業見直しの今後の取組みについて

教育長答弁

次に、事務事業見直しの今後の取組みについてお答えします。

今後も、職員の負担軽減や業務の効率化を図っていくためには、継続した見直しの取組みが重要であると考えております。

そのため、来年度以降も教育委員会関係課管理調整監で構成する「教育委員会事務事業見直し推進チーム」を中心として、引き続き教育委員会事務局や県立学校に勤務する職員との意見交換会を圏域ごとに開催してまいります。

あわせて職員から事務の改善につながる提案を常時受け付ける窓口を設けることとしております。

こうした職員の意見を基に、さらなる改善項目の洗い出しを行うとともに、あわせて今年度見直しを行った項目についても、取組状況の確認を行い、その効果を検証したうえでさらに改善を図るなど、フォローアップにも継続して取り組んでまいります。

○長屋 光征 議員（自民・岐阜市）

3月7日（水）

○学校における裁判員制度教育の導入状況について

教育長答弁

学校における裁判員制度教育の導入状況についてお答えします。

学校における裁判員制度に関する教育は、小・中学校の社会科や高等学校の公民科の授業で取り扱うこととされています。具体的には、児童生徒の発達の段階に応じて裁判員制度の趣旨や意義について学習し、裁判と国民とのかかわりや国民の司法参加の意義、刑罰の意義などについて理解を深められるよう指導しています。

また、裁判員制度に関して実感を伴った理解ができるよう、実際に裁判を傍聴したり、裁判所・検察庁・弁護士会等と連携して、外部講師による特別授業を実施したりするなど、工夫のある法教育を行っている学校もあります。

県教育委員会としましては、裁判員制度を含む司法制度の意義等について、今後も引き続き、各学校において学習指導要領を踏まえた学習が適切になされるよう指導に努めてまいります。

○田中 勝士 議員（自民・羽島郡）

3月8日（木）

○岐阜県民の歌について

・小中学校及び県立学校における取組みについて

教育長答弁

岐阜県民の歌の小中学校及び県立学校における取組みについてお答えします。

県教育委員会では、平成17年度に岐阜県民の歌の音楽CDと楽譜を全ての公立小中学校及び県立学校に対し配付しました。併せて、校内での放送、学校行事等での行進曲やBGMとして使用するなど、積極的に活用していただくよう依頼をしてきたところです。

今年度の活用状況を調べてみますと、一部の県立学校では始業前等に校内で放送したり、吹奏楽部で演奏したりしている他、学校設定科目において岐阜県

民の歌の歌詞を教材として、岐阜県の環境や郷土について学ぶなどの活用をしておりますが、公立小中学校においては活用されておりました。

今後は、ふるさと教育の一環として、児童生徒が岐阜県民の歌を通じてふるさとに親しみが持てるよう、全ての公立小中学校及び県立学校に対して、学校における活用事例を紹介するなど、積極的な活用について再度働きかけを行ってまいります。

○人事交流の推進について

・若手教員の人事交流について

教育長答弁

次に、若手教員の人事交流についてお答えします。

ご指摘のように必ずしも若手ではありませんが、現在、知事部局への92名を含め学校以外の行政職に500名以上の教員を派遣しているところです。

行政職を経験した教員からは、「幅広い層の方々と接する良い経験となった。」「視野が広がり柔軟な発想ができるようになった。」「効率よく仕事する意識が高まった。」という声を聞いており、その後の学校勤務において、校内のミドルリーダーとして生かせる点が多くあると考えます。また、時間外勤務への意識など、自身の働き方について意識を変える点においても大変有用な機会であり、できるだけ若いうちに行政職を経験することが望ましいと考えております。

しかしながら、学校においては、若手教員が学級担任など多くの校務を担当していること、また、教育委員会事務局においては、指導的役割が求められ一定の経験が必要となることなどから、現状では、一度に多くの若手教員の配置は難しい状況にあります。

今後は学校を離れる期間を短縮することや、若手も担当できる業務内容への見直しについて、派遣先である知事部局等とも調整の上、より多くの若手教員が行政職を経験できるよう努めてまいります。

○国枝 慎太郎 議員（自民・揖斐郡）

3月9日（金）

○未来を見据えた教育について

・超デジタル社会等に向けた子供たちに必要な教育について

教育長答弁

未来を見据えた教育について、3点のご質問がありました。

まず、超デジタル社会等に向けた子どもたちに必要な教育についてお答えします。

子供たちが社会で活躍する頃には、少子高齢化やグローバル化の進展、技術革新などにより、社会の在り様は大きく変わることが予想されています。とりわけ、人工知能の飛躍的な進化は、子供たちが学校で学ぶ意義や身に付けるべ

き力を改めて問い直すものであると捉えています。

これからの学校教育では、単なる知識・技能の習得にとどまらず、他者と協働して課題を解決していく力や、様々な情報を見極める力、情報を再構成する力など、これは決して新しいものではなく、主体的に考え、判断し、表現するという極めて当たり前な人間らしい力を子供たちが身に付けることがますます必要であると考えています。

各学校では、例えば、社会的・科学的な疑問を見つけて探究し、その成果をまとめたり発表したりする学習や、身に付けた技術を駆使してものづくりに取り組んだりする学習など、子供たちの主体性や創造性を引き出すような学習が行われています。このような学習を通じて未来を担う子供たちの資質・能力を高めることができるよう、引き続き、学習機会の充実に取り組んでまいります。

○未来を見据えた教育について

・テクノロジストを育てるための教育の推進について

教育長答弁

次に、テクノロジストを育てるための教育の推進についてお答えします。

議員御指摘のように、情報技術の目覚ましい進化を見据えた人材育成は重要であり、また、愛知総合工科高校が掲げておられる「テクノロジストの養成」という考え方には大いに賛同するところです。

本県においては、岐阜工業高等学校が文部科学省からスーパー・プロフェッショナル・ハイスクールの指定を受けております。同校では「次世代テクノロジストの育成」を研究テーマに掲げ、航空宇宙産業を担う技術者の育成、医療・福祉・教育などの分野で活用できるロボット制御技術の学習を通じた情報通信産業の振興を担う人材の育成などに取り組み、技術の進展に対応して将来の地域産業を支えることができる人材を育成することを目指しております。

愛知総合工科高校は私共も視察させていただきましたが、教育の水準は本県の工業高校も決して後塵を拝するものではないと考えております。今後は、産業界や県の関係部局と連携し、岐阜工業高校における先進的な専門教育を一層充実させるとともに、同校の取組を県内の他の工業高校にも普及することに努めてまいります。

○未来を見据えた教育について

・県立高校における県外募集の総括と今後の高校の魅力づくりについて

教育長答弁

最後に、県立高校における県外募集の総括と今後の高校の魅力づくりについてお答えします。

県外募集は、生徒募集に課題のある県立高校のうち、特色ある教育内容や全国で活躍する部活動をもつ高校において、県外から意欲の高い生徒が入学する

ことによる更なる活性化を目指したものです。しかし、初年度ということもあり十分な周知が図れず、出願状況は議員ご指摘の通りであり、県外からの志願者の増加は今後の課題であると認識しております。

今後、県外募集実施校における特色ある教育内容や部活動について、教育環境の充実や、外部人材の活用などを通して、その魅力を更に高めるとともに、初めて県外で学校生活を送る生徒を支援するためのスクールカウンセラーの配置や、既存の寮の活用などにより安心できる住まいを確保するなど、県外からの生徒の受け入れ体制の充実を図ってまいります。

更に、隣接県の教育委員会の了承のもと近隣の中学校を訪問するなど、効果的な広報の方法についても検討してまいります。

○太田 維久 議員（県民・岐阜市）

3月9日（金）

○特別支援学校講師の公務災害事案に係る第三者調査結果と教職員の働き方改革について

・第三者調査結果を踏まえた所見について

教育長答弁

特別支援学校講師の公務災害事案に係る第三者調査結果と教職員の働き方改革について4点ご質問がありました。

まず、第三者調査結果を踏まえた所見についてお答えします。

今回、私も含めた多くの関係者が処分を受け、教育委員会の組織全体を預かる者として十分な対応ができていなかったことを深く反省しております。既に5年近くが経過し、この間、ご遺族にはご心痛、ご苦労をおかけし、大変申し訳なく思っております。改めて、お亡くなりになられた教員に対し、心から哀悼の意を表します。

弁護士による第三者調査の報告書では、この事案対応の一連を通じて、教育委員会の危機管理意識が十分でなかったことや、報告や決裁といった組織内の情報共有のあり方、根拠を確認しない事務処理など、数々の課題が指摘されました。また、何よりも、当時の学校において、亡くなられた教員に対し上司の不適切な指導があったことや、管理職による勤務状況の把握が十分ではなく、負担軽減や支援ができていなかったということも改めて認識したところです。

と同時に、相当の期間が経過した中で、教育委員会職員による内部調査に限界があったことを、まさに感じたところです。

これらを重く受け止め、1月末には、関係者の処分とあわせ、報告書で提言のあった点は全て対応すべく、再発防止に向けた取組みをまとめたところであり、今回明らかになった組織の問題点を深く認識し、職員が一丸となって取組みを進めていかなければならないとの思いを新たにしたところです。

○特別支援学校講師の公務災害事案に係る第三者調査結果と教職員の働き方改革について

・調査報告を受けた業務・管理の改善について

教育長答弁

次に、調査報告を受けた業務・管理の改善についてお答えします。

再発防止に向けては、速やかに、県立学校の校長や事務局各課長を対象に本事案を題材とした研修を実施するとともに、こうした重大な被害が生じた事案を教育長決裁事項として明確化したうえで、教育長等への報告・協議ルールについて、改めて職員に周知徹底を行ってまいりました。

さらに、危機管理・コンプライアンス向上の観点から、4月からは、事務職員を中心とした「教育管理課」を新設し、教育委員会全体の文書管理や情報公開、法令遵守に係る取組みを継続して点検するとともに、苦情・トラブル情報の集約、その後のフォローを着実に行ってまいります。加えて、新たに専門家による第三者機関を設置し、職員で対応が困難なハラスメント等の疑いのある重大事態にも対処していきます。

また、学校のマネジメント力強化の観点からは、ハラスメント防止等の管理職研修を拡充するほか、教員の出退勤の状況をリアルタイムで把握できるシステムに加え、新たに教員一人ひとりの分掌表を導入する等、教職員へのサポートにつなげてまいります。

さらに、今回の事案を風化させることがないように、国と同じ毎年11月を「過労死等防止月間」と定め、今回の事案を題材とした全教職員に対する職場研修や啓発などを重点的に行うことを考えております。

○特別支援学校講師の公務災害事案に係る第三者調査結果と教職員の働き方改革について

・働き方改革の実効性を確保するための取組みについて

教育長答弁

次に、働き方改革の実効性を確保するための取組みについてお答えします。

働き方改革の実効性を高めるためには、教職員の勤務時間の正確な把握が基本であり、これを着実に実施し、その状況に応じた改善策などを通じて、学校運営に的確に活かしていくことが重要であると考えております。このため本年度から、事務局職員の学校訪問や、県立学校の全学校長を対象とした面談などを通じて、取組み状況の確認や働きかけを行っており、これらの状況も踏まえながら、「働き方改革プラン2018」の策定を進めているところです。

また改革プランの実効性を確保するため、4月からは、先ほども申し上げた教育管理課が中心となり、教職員の働き方改革の定期的な進捗管理を担ってまいります。こうした中で、ご指摘のあった県立学校や市町村立小中学校の実態調査についても継続するなど、PDCAサイクルによる確実な進捗に努めてま

います。

○特別支援学校講師の公務災害事案に係る第三者調査結果と教職員の働き方改革について

・働き方改革の次期教育ビジョンへの反映について

教育長答弁

最後に、働き方改革の次期教育ビジョンへの反映についてお答えします。

働き方改革の推進は、教師が本来行うべき業務に集中し、質の高い教育を提供していくうえで不可欠であり、第3次岐阜県教育ビジョンにおいても主要な取り組みとして位置付けていきたいと考えております。先月開催した第1回教育ビジョン策定委員会や総合教育会議でもご議論いただいたところであり、策定委員会の場では、「自らの働き方について、現場の教員に主体性を持って考えてもらうことが必要であり、教員の声を聴いて検討すべき」といったご意見もいただきました。

こうしたことから、今後、策定委員会委員の学校訪問や現場教員も交えた議論など、現場の意見を踏まえたうえで、さらに検討を深め、第3次教育ビジョンに反映してまいります。

○高木 貴行 議員(県民・多治見市)

3月14日(水)

○更なる少子化を見据えた県立高校運営のあり方について

・廃止を含めた県立高等学校入学者選抜制度の見直しについて

教育長答弁

私は、一貫して息子としてではなく議員として、先生の問題提起はしっかりと受け止めてまいりました。

本日は、更なる少子化を見据えた県立高校運営のあり方について、3点ご質問がありました。

はじめに、廃止を含めた県立高等学校入学者選抜制度の見直しについてお答えします。

高等学校入学者選抜は、高校が各学校や学科等の特色を踏まえ、生徒がその教育を受けるに足る能力・適性等を有するかを判定することに加え、生徒が自分に合った進路を的確に選択するための契機とすることを目的として実施しております。

また、受検生やその保護者に入学したい高校の選択の自由を保障し、公平性を担保する形で選抜する仕組みは必要と考えており、その実施により、高校間の入学希望者数の一定のバランスが保たれることにもつながっております。

現在の県立高等学校入学者選抜の制度は、入試制度を一本化したこと、第一次選抜において全員に学力検査を課すことなどについて、一定の評価をいただいておりますが、今後も必要に応じて制度の見直しも図ってまいります。

○更なる少子化を見据えた県立高校運営のあり方について
・校長をはじめとする教員の在職年数のあり方について

教育長答弁

次に、校長をはじめとする教員の在職年数のあり方についてお答えします。

学校の一層の活性化を図るためには、校長をはじめとして学校全体で、ある程度の期間、じっくりと地域との連携や活性化策の検討に取り組む必要があります。

近年は、校長が相応の期間、同一校で勤務することを念頭に管理職の配置を進めており、校長の平均在職年数は、平成26年度末では2.09年でしたが、28年度末では2.31年となっております。

特に、小規模化の進行が懸念される、いわゆるグループ1、グループ2の高校19校には、若手の校長を配置したり、3年程度の在職期間を確保できるよう配置を行っており、活性化の取組みに一定の成果を上げつつあります。また、これらの高校においては、一般教員の在職年数は平均で5年強となっており、活性化への継続的な取組みが進められております。

今後も、各学校の特色や課題に応じた適材適所の人事配置とともに、在職年数にも十分に意を配してまいります。

○更なる少子化を見据えた県立高校運営のあり方について
・県立高校の再編・統合の方向性について

教育長答弁

最後に、県立高校の再編・統合の方向性についてお答えします。

小規模化が進行している高校は、議員ご指摘のとおり教育環境面の課題もみられますが、これは全国的な課題であり、学校規模という数の論理だけではない、柔軟な高校の在り方の検討が必要であると認識しております。

こうした中、平成28年度中に実施した高校活性化に関する地区別意見交換会や県総合教育会議において、地域に住む生徒の学びの機会を保障することや、地域における高校の役割の重要性などが議論されました。その議論を踏まえ、再編統合の必要性を検討するのではなく、まずは単独校としての活性化策を徹底的に検討、実施することとしたところです。

今後、平成33年度までに中学校卒業予定者数が1,700人程度減少することが見込まれておりますが、単独校として活性化策を更に推進すると同時に、柔軟な入学定員の設定や、設置学科や専門学科における募集形態の見直し等を行うことにより、当面は、現在ある県立高校を維持してまいりたいと考えております。

○恩田 佳幸 議員（無所属・山県市）

3月14日（水）

○歯科衛生と生活習慣について

・児童生徒や保護者への歯科衛生の重要性の更なる啓発について

教育長答弁

児童生徒や保護者への歯科衛生の重要性の更なる啓発についてお答えします。

今年度の定期検診で、むし歯が10本以上又は歯根しか残っていない歯が2本以上あった重度の口腔疾患の児童生徒は、全小学生の0.3%、全中学生の0.1%に当たります。

学校においては、本人や保護者に粘り強く受診を勧めることに加え、学校歯科医や歯科衛生士から直接本人に働きかけることや、保護者が日本語を十分に理解できない場合は、外国語で説明することなど、歯科治療につなげた例があります。

県教育委員会としましては、養護教諭等の研修会において、こうした事例を周知するとともに、未治療の児童生徒や保護者に対して、放置すると全身への健康被害を招く恐れがあることなど、歯科治療の必要性を示した指導資料等を作成し、それらを活用して、家庭の状況に応じて繰り返し丁寧に対応するよう指導してまいります。

○澄川 寿之 議員（公明・岐阜市）

3月14日（水）

○自殺対策について

・若年層への対策について

①教育現場における自殺対策の今後の取組みについて

教育長答弁

3点のご質問をいただきました。

はじめに、教育現場における自殺対策の今後の取組みについてお答えします。県下の公立学校では、長期休業明け等には、児童・生徒と面談を実施し、必要と認められる場合にはスクールカウンセラーとの面談を実施しています。その中で、特に心配な者には、保護者と連携し、医療機関にもつなげています。また、児童・生徒の孤立を防ぐために日常的に声をかけて見守り、居心地のよい学校づくりにも取り組んでいます。

さらに、新年度を迎えた時期に、心の危機を乗り越える方法や、悩んだら誰に相談したらよいか、子どもSOS等の電話相談窓口も具体的に明示して、指導を実施しています。

しかし、依然として学校や家庭に居場所がなく、強い心理的負担を受けた時にSOSを外に発信できない生徒もおり、僅かな子どもの変化などにも教職員が気付いて行動できる力が求められています。このため、新年度、大学等から発達心理学の専門家を招聘して、私学を含む県下の全学校の生徒指導担当者等

を対象に、自殺予防につなげる専門的な研修会を実施することとしております。

○AEDの活用に向けた取組みについて

・児童生徒及び教職員へのAED講習等の現状と今後の方向性について

教育長答弁

次に、児童生徒及び教職員へのAED講習等の現状と今後の方向性についてお答えします。

平成27年度以降、県教育委員会では、全ての県立高校等にAEDを2台以上設置し、校内のどこで事故が起こっても5分以内に使用できる体制を整えてまいりました。また、県内全ての公立及び私立学校においても、AEDが設置されております。

職員向けのAEDの使用を含む講習については、県内全ての学校において定期的実施されております。また、生徒向けの講習については、今年度中に全ての県立高校において実施いたします。

しかし、公立中学校においては、178校のうち30校、私立学校においては、中学校9校のうち1校、及び高等学校19校のうちの7校が未実施となっております。

議員ご指摘のとおり、中学校の新しい学習指導要領にはAEDの実習が位置づけられており、今後市町村教育委員会に対し、生徒向け講習の確実な実施を求めるとともに、私立学校に対しても、環境生活部と連携し、講習の実施を呼びかけてまいります。

○インフルエンザ罹患者等に配慮した県立高等学校入学者選抜の実施について

教育長答弁

最後に、インフルエンザ罹患者等に配慮した県立高等学校入学者選抜の実施についてお答えします。

県立高等学校入学者選抜におけるインフルエンザに罹患した受検生等への対応については、現在、別室での受検など、個々の受検生の健康状況を踏まえた対応を採っています。

これらの受検生が万全の状態を受検に臨むことができるよう配慮することは重要であり、県教育委員会では、議員御指摘の「追検査」を実施する方向で検討を進めているところです。その場合、関係法令における出席停止期間を踏まえれば、本検査の実施後1週間程度を空けて追検査を実施することが理想と考えております。

しかしながら、そのためには入学者選抜を全体的に繰り上げて実施するなどの日程調整が必要であり、中学校や高等学校の年間日程に大きな影響を与えることとなります。このため、来年度に「岐阜県立高等学校入学者選抜に関する

諮問会」を開催し、関係者間で議論を深めつつ、平成32年度入学者選抜から
追検査を実施することを目指して検討を進めてまいります。